

1 障害者手帳

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。障害者手帳の申請窓口は、障がい福祉課です。

身体障害者手帳

身体障がいがある場合、身体障害者手帳が交付されます。

障がいの程度によって、1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

- 対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある人

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（指定医師記入）・写真(3×4cm)・印鑑・マイナンバーに関する書類
障害程度変更 障害名追加 再認定	障害の程度が変わったとき 別の障害を追加するとき 再認定を受けるとき	申請書・診断書（指定医師記入）・写真(3×4cm)・身体障害者手帳・印鑑・マイナンバーに関する書類
再交付	紛失されたとき	申請書・写真(3×4cm)・印鑑・マイナンバーに関する書類
	破損されたとき	申請書・写真(3×4cm)・身体障害者手帳・印鑑・マイナンバーに関する書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき (転出の場合は申請不要)	申請書・身体障害者手帳・印鑑・マイナンバーに関する書類
返還	再交付を受けたとき	身体障害者手帳・届出人の印鑑
	障害等級非該当となったとき 死亡されたとき等	申請書・身体障害者手帳・届出人の印鑑・マイナンバーに関する書類

- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

*手帳は交付までに3か月程度かかります。

(特に、診断書の内容等について、診断した医師と調整が必要な場合は、3か月以上かかる場合があります。)

- 審査機関 滋賀県障害福祉課

障がい者手帳

療育手帳

知的障がいがある場合、療育手帳が交付されます。

障害程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。

申請後、18歳未満の人は県彦根子ども家庭相談センター、18歳以上の人は県精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）で判定を受けてください。

手帳交付後は、障害程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。

18歳以上の方は、再判定時に限り、市内で年に4回実施される「巡回相談」（県精神保健福祉センター主催）を利用することが可能です。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・相談票・写真(3×4cm)・印鑑
再判定	再判定の時期が来たとき (おおよそ6ヶ月前から)	申請書・相談票・写真(3×4cm)・療育手帳・印鑑
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真(3×4cm)・印鑑
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき (転出の場合は申請不要)	申請書・療育手帳・印鑑
返 還	再交付を受けたとき	療育手帳・届出人の印鑑
	障害程度非該当となったとき 死亡されたとき等	申請書・療育手帳・届出人の印鑑

■窓 □ 障がい福祉課又は安土未来づくり課

*手帳は判定機関での判定後、市役所経由で滋賀県が交付しますが、申請件数が非常に多く、3～6か月待ちの状況です。判定後1～2か月で交付されます。

■判定機関 県彦根子ども家庭相談センター、県精神保健福祉センター



精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活上のハンディキャップがある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

障害等級は障害年金の等級に準じて1～3級までの区分があります。

■申請について

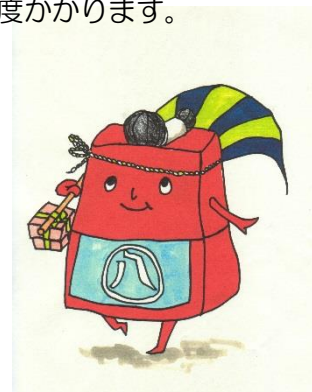
申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真(3×4cm)・印鑑・マイナンバーに関する書類
更新	更新の時期が来たとき (3ヶ月前から)	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・精神障害者保健福祉手帳・印鑑・マイナンバーに関する書類
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・精神障害者保健福祉手帳・写真(3×4cm)・印鑑・マイナンバーに関する書類
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真(3×4cm)・印鑑
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・精神障害者保健福祉手帳・印鑑・マイナンバーに関する書類
返還	再交付を受けたとき 非該当となったとき 死亡されたとき等	手帳返還届・精神障害者保健福祉手帳・届出人の印鑑

*精神障がいを理由に年金を受給している人は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能な場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

*手帳は市役所経由で滋賀県が交付しますが、交付まで3か月程度かかります。

■審査機関 県立精神保健福祉センター



2 医療費

障害の程度や医療の内容によって、医療費の自己負担額が軽減されます。主なサービスの種類は次のとおりです。

自立支援医療

更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で、人工関節置換術や人工透析などの対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人

育成医療

18歳未満の児童で、口蓋形成術や脊椎側弯症の治療などの対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人

精神通院医療

統合失調症や精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する人で、通院による精神医療を継続的に受ける人

- 自己負担額 原則として医療費の1割が自己負担となります。
また、世帯の収入に応じて負担上限月額を設定します。
- 提出書類 自立支援医療費支給認定申請書に、診断書、健康保険証の写し、個人番号カードもしくは通知カードを添えて、事前申請（原則）してください。
*その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。
- その他 更生医療の給付に係る申請は原則として滋賀県立リハビリテーションセンターにて文書判定を要します。
自立支援医療（精神通院医療）受給者証は、市障がい福祉課経由で滋賀県が交付するため、申請からお手元に届くまで3か月程度かかります。
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

参考

一定所得以下		中間的所得			一定所得以上
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			重 度	か つ 継	統
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

福祉医療費助成制度

1. 福祉医療費助成制度（マル福）

病気やけがなどで保健医療機関等で受診されたときの医療費の自己負担分を助成します。

■対象者 次のいずれかに該当する者

- ①
 - ・身体障害者手帳が1級または2級に該当する者
 - ・知的障害の程度が最重度（A1）、重度（A2）と判定された者
 - ・身体障害者手帳3級、かつ知的障害の程度が中度（B1）と判定された者
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児童で障害の程度が1級に該当する者
- ②
 - ・身体障害者手帳が3級に該当する者
 - ・身体障害者手帳4級、かつ知的障害の程度が中度（B1）と判定された者
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が2級に該当する者

*①県外での医療費は償還払いで助成されます。②は県内のみ有効です。

■助成内容 入院：1日あたり1,000円（限度額：月額14,000円）

通院：1か月につき1医療機関あたり500円

非課税世帯の場合、入院・通院ともに0円です。

■その他 受給券の交付は、助成対象者としての要件を備えていても、申請が行われな
い限り助成することは出来ませんので、交付申請を必ずしてください。

また、食事代、差額ベッド代、検診、薬の容器代や特定療養費など保険適用
外のものについては自費となります。

■窓口 市役所保険年金課 保険・年金グループ

（TEL：0748-36-5501 FAX：0748-33-1717）

又は安土未来づくり課

2. 精神障害者精神科通院医療費助成制度（マル精）

自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分の1割を助成します。

■対象者 自立支援医療費（精神通院医療）を受けている人で、精神障害者保健福祉手帳
1級又は2級を持っている人。ただし、自立支援医療の適用を受けている医療
機関等に限りません。入院は対象外です。

■窓口 助成券の交付・更新：市役所保険年金課 保険・年金グループ

（TEL：0748-36-5501

FAX：0748-33-1717）

又は安土未来づくり課

自己負担分の返還：障がい福祉課又は安土未来づくり課



3 日常生活の支援

在宅で訪問を受けるサービスや、施設に通って利用するサービス、施設に入所するサービス等があります。主なサービスの種類は次のとおりです。

障害福祉サービス（障害者総合支援法）

⇒ 次ページ参照

訪問を受けるサービス

- 居宅介護*
 - ・身体介護
 - ・家事援助
 - ・通院等介助
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護



施設に通って利用するサービス

- 生活介護
- 短期入所*
- 自立訓練（機能・生活訓練）
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）

連絡調整等の支援サービス

- 自立生活援助
- 就労定着支援

グループホーム

- 共同生活援助

施設に入所するサービス

- 療養介護
- 施設入所支援*

相談支援サービス

- 計画相談支援
- 障害児相談支援
- 地域相談支援

*印のサービスについては介護保険制度が優先適用されます。

障害児通所支援給付サービス（児童福祉法）

⇒ 次ページ参照

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援



地域生活支援事業

日中活動のためのサービス

- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- *その他日常生活用具の給付制度など地域生活支援事業のサービスがあります。

入浴サービス事業

- 訪問入浴サービス
- 施設入浴サービス

支援員の派遣サービス

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣

平成25年4月からの法改正により、対象疾患に該当する難病等患者の方は、手帳がなくても一部サービスが使えることがあります。

障害福祉サービス

障害福祉サービスには、在宅で身体介護や家事援助等の援助を行うサービスや外出時に援助を行うサービス、福祉的就労施設に通所するサービスがあります。

対象者は「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」「障害児」「難病等患者」ですが、サービスの種類や対象要件等の詳細については障がい福祉課へお問合せください。

■サービスの利用方法

【障害支援区分の認定】 事前に障害支援区分の認定を受ける必要があるサービスを利用する場合は、認定調査を受け、近江八幡市障害支援区分等審査会にて審査、判定を受ける必要があります。（18歳未満の障がい児は区分認定は行いませんが、別途調査があります。）



【サービス利用計画作成】 障害福祉サービスを利用する場合は「サービス等利用計画」を指定特定計画相談支援事業所へ本人・家族等から依頼し、作成してもらう必要があります。（計画相談支援）[別途事業所一覧あり](#)



【サービスの利用開始】 障害支援区分の認定、サービス利用計画の作成が行われたのち、市にて支給決定を行います。支給決定を受けたサービスについて、指定事業者の中から事業者を選択し、契約を結んだうえで、サービスの提供を受けます。

■窓口 障がい福祉課



障害児通所支援給付サービス

通所により児童の日常生活における動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。

サービスの種類や対象要件等の詳細については、障がい福祉課へお問い合わせください。

■サービスの利用方法

【5領域11項目調査の実施】 事前に食事、排泄など日常生活の介助の度合い、行動や精神状態に関する5領域11項目調査を行います。（原則保護者の方への聞き取りのみ。）



【障害児支援利用計画作成】 障害児通所支援給付サービスを利用する場合は「障害児支援利用計画」を障害児相談支援事業者へ家族等から依頼し、作成してもらう必要があります。（障害児相談支援）[別途事業所一覧あり](#)



【サービスの利用開始】 5領域11項目調査、障害児支援利用計画の作成が行われたのち、市にて支給決定を行います。支給決定を受けたサービスについて、指定事業者の中から事業者を選択し、契約を結んだうえで、サービスの提供を受けます。

■窓口 障がい福祉課

更生訓練費等給付事業

就労移行支援、自立訓練、就労継続支援、滋賀型地域活動支援センターへの通所に公共交通機関を利用している方に、通所費用の一部を支給します。

- 対象者 ①就労移行支援、自立訓練の障害福祉サービスを利用している障がい者
②就労継続支援A・B型、滋賀型地域生活活動支援センターを利用している精神障がい者
- 支給額 各月の交通費負担額の1/2の額とし、各月10,000円を上限とします。
*各月4,000円以上の交通費を自己負担していることが条件。
*公共交通機関以外（自家用車や施設の送迎車）は対象外です。
- 窓口 障がい福祉課

高額障害福祉サービス等給付費の償還払い

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している人が複数おられ、障害福祉サービスと障害児通所支援給付を同時に利用しているなど、世帯における利用者負担額の合計が一定基準額を超えた場合は、超えた分を償還払いします。

- 窓口 障がい福祉課

移動支援事業（地域生活支援事業）

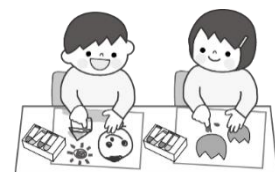
屋外における移動に制限のある障がい児者の外出時の移動をヘルパーが支援します。

- 内容 ①社会生活上不可欠な外出（生活必需品の購入、免許証の更新等）
②余暇活動等社会参加のための外出（公共交通機関の利用訓練を含む）
③やむを得ない場合の通学および通所等のための外出
*経済活動や通年にわたる通学や通所等は対象外です。
*障害福祉サービスで移動支援が受けられる方は対象外です。
- 窓口 障がい福祉課

日中一時支援事業（地域生活支援事業）

障がい児者の介護を行う家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図るため、日中において一時的な障がい児者の活動の場を提供します。

- 窓口 障がい福祉課



入浴サービス事業（地域生活支援事業）

自宅における入浴が困難な重度の身体障がい児者等に対して、入浴の介護を行うことにより身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に入浴サービス事業（訪問入浴、施設入浴）を実施しています。

■対象者 以下のいずれにも該当する者

- ①市内に住所を有する重度の障がい児者で寝たきり等の状態（介護保険法の規定に基づき、保険給付を受けることができる者を除く）
- ②医師が入浴について可能と認めていること
- ③病院に入院や施設に入所していないこと
- ④介護者の立会いが可能であること



■回数 1週間に2回

■負担額 訪問入浴1,250円/回、施設入浴1,000円/回（利用者の属する世帯の課税状況により減免あり）

■窓口 障がい福祉課

意思疎通支援事業（地域生活支援事業）

市内に在住する聴覚障がい者および市内に在住する聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要のある方に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

ただし、営利目的や政治、宗教団体活動は派遣対象として認められません。

■対象者 手話や要約筆記等をコミュニケーション手段とする聴覚、言語障がい者等

■利用料 無料

■窓口 障がい福祉課

*申請は派遣日の7日前までをお願いします。（緊急の場合を除く）

障害児者24時間対応型利用制度支援事業

セーフティネット等サービス事業として、次の2つの事業があります。

ア デイケア・ナイトケア等サービス事業

在宅の障がい児者が緊急時や夜間等やむを得ない事由・処遇の困難性等により、障害者総合支援法対象サービスを利用することが出来ない場合に、一時的に事業者が事業所に受け入れ、適切な支援を行う事業です。

イ 障害者総合支援法対象外サービス事業

障がい児（全身性障がい児、視覚障がい児及び知的障がい児を除く。）の外出介護など、地域生活を営む上で不可欠であって法の対象とならない障害福祉サービスを必要とする場合に支援を行う事業です。

■窓口 障がい福祉課

4 福祉用具

生活に必要な福祉用具を購入等する際の費用の一部を支給します。
大きく次の4つの種類に分けられます。



補装具費

身体障害者手帳に記載された身体上の障がいを補うための用具の交付・貸与又は修理にかかる費用を支給します。(車いす、白杖、補聴器など)

日常生活用具

障がい者等の日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
(入浴補助用具、電気式たん吸引器、人工喉頭、ストーマ用装具など)

小児慢性特定疾病児童

日常生活用具

小児慢性特定疾病児に日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
(特殊寝台、電気式たん吸引器など)

軽度・中等度難聴児

補聴器購入費等助成事業

補装具費の支給対象とはならないが補聴器の装用が適切と認められた18歳未満の児童に購入費等の助成を行います。

* 補装具費・日常生活用具の給付については、労災補償制度や介護保険制度の福祉用具と共通する種目については、補装具費支給制度よりも他制度が優先適用されます。

補装具費・日常生活用具の給付

- 耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められており、耐用年数内の再交付は原則できません。耐用年数内の摩耗等については原則として修理対応となります。
(日常生活用具の場合、交付のみであり、修理は給付対象となりません。)
- 自己負担額 原則として、各品目ごとの基準額の1割が自己負担となります。
なお、基準額を超える差額は全額自己負担となります。
また、世帯の収入に応じて負担上限月額を設定します。
ただし、市民税所得割46万円以上の世帯は給付対象外となります。
- 提出書類 申請書その他、品目や申請内容によって、医師の意見書や滋賀県立リハビリテーションセンターによる判定(面接・文書)が必要な場合があります。
事前申請が必要になりますので、詳しくはお問合せください。
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児及びその世帯の日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的とした事業です。

- 対象者 次の要件を全て満たす者
 - ・18歳未満の児童で市内に住所を有する方
 - ・小児慢性特定疾病医療受診券が交付されている方
 - ・身体障害者福祉法等の施策（補装具費の支給など）の対象とならない方
- 対象品目等 便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器 など
ただし、各品目には給付条件があります。
- 自己負担 扶養義務者の所得税等の課税の有無や年額により決定します。
- 窓口 小児慢性特定疾病医療受診券の交付などについて：
東近江保健所（健康福祉事務所）
TEL：0748-22-1253 FAX：0748-22-1617
用具給付について：障がい福祉課又は安土未来づくり課

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

補装具費の支給対象とならないが、補聴器の装用が適切と認められた18歳未満の児童にも購入費等の助成を行います。

- 窓口 障がい福祉課



参考

《補装具費と日常生活用具の給付について》

- ・補装具費および日常生活用具の種類によって、対象となる障害部位や等級が決められています。
例) 車いす（補装具費）…下肢機能障害1～2、および3級（3級は状況次第）
体幹機能障害1～3級、心臓機能障害1級
呼吸器機能障害1級
- ・補装具費については、手帳条件を満たしている場合でも、滋賀県立リハビリテーションセンターの判定の結果、対象外となる場合もあります。
- ・平成25年4月からの法改正により、対象疾患に該当する難病等患者の方は、手帳が無くても補装具費、日常生活用具の給付の対象になります。
ただし、医師の意見書等により、各種目の該当となる身体障害者手帳の等級と同程度と認められる場合に限りです。

5 助成・手当・年金

各種の費用に対しての助成制度や、手当、年金等の制度があります。

在宅重度障害者住宅改造費助成事業

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にするため、便所・風呂等を特別に障がい者向けに改造する場合（新築・増築は除く）、その改造費の一部を助成します。

■対象者 次のいずれかに該当する者。

- ・身体障害者手帳（肢体不自由1～2級級又は視覚障害1～2級）所持者
- ・療育手帳A所持者

*本人または配偶者、扶養義務者の所得税額が基準を超える場合は対象外となります。

■助成額 対象経費の1/2以内 ただし、限度額は下記のとおりです。

介護保険の住宅改修又は

日常生活用具の住宅改修費給付の対象者 : 366,000円

在宅重度障害者住宅改造費助成事業のみの対象者 : 466,000円

*介護保険制度および日常生活支援事業による住宅改修費の給付に該当する場合は、それらの制度が優先的に適用されます。

*事前に、改造前の写真・改造前・後の図面、見積書をご提出いただく必要があります。

また、申請前に改造をされた場合、本制度の対象にはなりません。

■窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

身体障害者自動車操作訓練費助成事業

身体障がい者が自動車の運転免許を取得することで、社会活動への参加に効果があると認められる場合、免許取得に要する費用の一部を助成します。

■対象者 身体障害者手帳1～4級

*上記以外であっても障害が肢体不自由で当該障がいのために運転する自動車を改造する必要がある人。

■助成額 必要経費の2/3以内（限度額100,000円）

■窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

*教習所入所前に申請が必要です。



身体障害者自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し改造等をする場合、または介護者が重度身体障がい者の移動介護用に車いす用リフト等を設置した場合に、改造等に要する経費の一部を助成します。

■対象者 次のいずれかに該当する者

①身体障害者手帳（上肢機能、下肢機能、体幹機能又は脳原性上肢機能、脳原性移動機能障害において1～2級）を所持し、就労等に伴い自らが運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある人。

または、改造内容に応じて別に定められた障害程度の人*。

②身体障害者手帳（下肢機能、体幹機能又は脳原性移動機能障害において1～2級）を所持し、通学、通院、通所もしくは生業のため、自ら又は生計を同一にする人が所持する自動車に、車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護装置を装着、改造する必要がある人。

*本人または配偶者、扶養義務者の所得税額が基準を超える場合は対象外です。

■助成額 ①に該当される方：限度額100,000円

②に該当される方：限度額 75,000円

*事前に、見積書（①に該当される方：対象部品に係る見積書を1部、②に該当される方：ベース車と福祉車両の見積書を1部ずつ）、カタログ（部品又は購入予定の車両）、すでに購入されている車に部品を取り付ける場合には車検証の写しをご提出していただく必要があります。

*申請前に改造をされた場合、本制度の対象にはなりません。

■窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

別表

改造の内容	障害程度
右下肢に障害があるために行うアクセル及びブレーキの変更	下肢3級から6級の者
両下肢をショパール関節以上で欠く障害があるために行う手動運転装置の取付	下肢3級の者
ハンドルへの旋回ノブ取付	上肢3級から5級の者
ウイinker及びワイパー操作軸の位置の変更	上肢3級の者
運転免許証に改造の条件が記載されているもの	1級から6級までの者

特別児童扶養手当

- 対象児 身体障害者手帳3級程度以上の障がい、または知的障がい中度以上の人
*知的障がい軽度で、発達障がいを伴う場合も手当対象となる場合があります。
- 手当額 1級 月額52,400円 2級 月額34,900円（令和4年4月現在）
*4月、8月、12月の各11日支払いです。

障害児福祉手当

- 対象児 ①身体障害者手帳1級程度の障がい、または知的障がい最重度の人
②身体と知的の障がい重複し、①と同程度以上であると認められる人
- 手当額 月額14,850円（令和4年4月現在）
*5月、8月、11月、2月の各10日支払いです。

特別障害者手当

- 対象者 おおむね身体障害者手帳2級以上または知的障がい最重度以上の障がいを重複して有する者
- 手当額 月額27,300円（令和4年4月現在）
*5月、8月、11月、2月の各10日支払いです。
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課（全手当共通）



特別児童扶養手当

20歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している人に対し、手当が支給されます。

障害児福祉手当

おおむね3歳以上20歳未満の在宅の重度心身障がい児で、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態にある人に対し、手当が支給されます。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある人に対し、手当が支給されます。

各手当とも、診断書による審査があるため、手帳取得は必須ではありません。

また、所得や公的年金の受給などによる支給制限があります。

障害基礎年金

国民年金に加入している期間中にかかった病気やけがにより障がいをもつことになった人に対し、年金が支給されます。

■対象者 被保険者期間中に初診日があり（20歳前や60歳以上65歳未満も含む）、障害の程度が国民年金法施行令に定められた1級又は2級に該当する人（身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります。）

■年金額 1級 972,250円+子の加算 2級 777,800円+子の加算
*子（障害基礎年金受給者に生計を維持されている18歳未満もしくは心身障がいのある20歳未満）の加算

【第1子・第2子】各223,800円【第3子以降】各74,600円

■窓口 市役所保険年金課 保険・年金グループ窓口

TEL:0748-36-5502 FAX:0748-33-1717

*20歳になる前から障がいのある人が受給する場合には受給者本人の所得による支給制限があります。

*診断書による審査があるため、手帳取得は必須ではありません。

障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中にかかった病気やけがにより障がいをもつことになった人に対し、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険の障害等級に該当するときは、障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

■対象者 1～2級 : 障害基礎年金と同じ等級表による
3級、障害手当金 : 政令で定める厚生年金独自の等級表による

■支給額 1～2級 : 受給者の平均報酬、被保険者期間に応じて算定されます。
3級、障害手当金 : 最低保障額の設定あり。

■窓口 草津年金事務所（〒525-0025 草津市西渋川1-16-35）

TEL:077-567-1311（お客様相談室）

FAX:077-562-9638

障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

■窓口 滋賀県手をつなぐ育成会 TEL:077-523-3052

滋賀県身体障害者福祉協会 TEL:077-565-4832

NASVA（ナスバ）自動車事故被害者救護制度

自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態である人に対して、介護料が支給されます。

- 対象者 ①自賠責保険等において後遺障等級が認定されている方のうち、認定等級が「別表第一」の各等級である人
②自賠責保険等において後遺障害等級が認定されていない方のうち、上記「別表第一」の各等級相当である人
- 支給額 月額 36,500円～211,530円
※「認定等級」及びその月の介護に要した費用により支給金額が異なります。
- 窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構 滋賀支社
TEL：077-585-8290
※介護料の支給を受けるためには申請が必要です。詳しくは、上記の窓口までお問合せください。

6 税金の控除・公共料金割引



税金や各種料金の割引制度があります。

税金の控除

各種税金が控除される場合があります。詳しくは各担当窓口へお問合せください。

税の種類	内 容	金 額	窓 口
所得税	障害者控除（本人、配偶者または扶養親族が心身障がい者の場合）	所得控除 27万円	近江八幡 税務署 TEL：0748-33-3141
	特別障害者控除（上記の障がい者が重度である場合）	所得控除 40万円	
	特別障害の同居加算	所得控除 35万円	
住民税	障害者控除（本人、配偶者または扶養親族が心身障がい者の場合）	所得控除 26万円	市税務課 TEL：0748-36-5505
	特別障害者控除（上記の障がい者が重度である場合）	所得控除 30万円	
	特別障害の同居加算	所得控除 23万円	
	前年中所得が135万円以下の障害者	非課税	
事業税	重度の視力障がい者（両眼の視力の和が 0.06 以下の者）が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税	中部県税事務所 TEL：0748-22-7707
相続税	心身障がい者・児が相続により財産を取得した場合	70才までの年齢に対し1年につき 障害者控除 6万円 特別障害者控除 12万円	近江八幡 税務署 TEL：0748-33-3141
贈与税	重度の身体障がい者・児および知的障がい者・児に対して生前に財産の贈与を行う場合	6,000万円以下の財産を信託銀行に依託する等、一定の条件のもとに非課税	

■障害者控除の対象者：身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級

■特別障害者控除の対象者：身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

次の条件に該当する場合、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)が減免されます。

<身体障がい者(児)>

障害の区分 ※ 減免対象自動車の所有者は原則として身体障がい者等本人に限ります。満18歳未満の身体障がい児の場合は、生計を一にする者が所有者で可能。		○身体障がい者本人が 運転される場合	○家族が運転される場合 (生計同一証明書等) ○常時介護される方が 運転される場合 (常時介護証明書等)
		身体障害者手帳	身体障害者手帳
視覚 障害		1・2・3・4 級	1・2・3・4 級
聴覚 障害		2・3 級	2・3 級
平衡機能 障害		3 級	3 級
音声機能 障害		3 級 (喉頭摘出者のみ)	
上肢 不自由		1・2 級	1・2 級
下肢 不自由		1・2・3・4・5・6 級	1・2・3 級
体幹 不自由		1・2・3、5 級	1・2・3 級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1・2 級	1・2 級
	移動機能	1・2・3・4・5・6 級	1・2・3 級
心臓 呼吸器 じん臓 ぼうこう・直腸 小腸	}	機能障害 1、3 級	1、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1・2・3 級	1・2・3 級
肝臓機能障害		1・2・3 級	1・2・3 級

※生計同一証明書は障がい福祉課で発行します。

※減免を受けられる自動車は、一人一台に限ります。

自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免(続き)

＜知的・精神障がい者(児)＞

知的障がい者(児) ※生計を一にする者が所有者も可	その障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」)の方。
精神障がい者(児) ※生計を一にする者が所有者も可	精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る)に記載された障害等級が1級の方。

*障がい重複することにより、表と異なる上位の等級とされている場合は、下記自動車税事務所へ対象者となるかどうかお問い合わせ下さい。

*生計を一にする者が運転をする場合は、使用目的【通学・通院・通所(作業所等への通所)・生業のためにもっぱら使用する】のために定期的に月1回以上の使用している場合に限り、また、常時介護する者が運転する場合は、同じ使用目的で週3回以上使用の条件があります。

■窓口 自動車税(普通自動車)および自動車取得税(軽自動車含む)について：

滋賀県自動車税事務所 TEL：077-585-7288

FAX：077-585-7299

中部県税事務所 TEL：0748-22-7707

(近江八幡市管轄) FAX：0748-25-2660

軽自動車税について：

市役所税務課 TEL：0748-36-5505

FAX：0748-33-3670



《自動車税減免制度の申請について》

生計同一証明書の発行には①印鑑 ②障害者手帳(原本) ③運転される方の運転免許証が必要となりますので、障がい福祉課の窓口にご持参ください。

また、減免制度の申請について、普通自動車は中部県税事務所へ、軽自動車税については市役所税務課へ申請をしていただきます。

(軽自動車税については、手帳所持者と運転者が同居(住基上の住所が同じ)の場合、生計同一証明書は省略できます。)

NHK 受信料の減免

	全額免除	半額免除
身体障害	身体障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合	①重度（1級または2級）の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合 ②視覚障がい者又は聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合
知的障害	療育手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合	重度（A1またはA2）の療育手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
精神障害	精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合	重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合

■窓口 NHK 受信料の減免制度について

NHK 天津放送局 TEL：077-522-5101
FAX：077-521-3086

手続きについて

障がい福祉課 TEL：0748-31-3711
FAX：0748-31-3738

安土未来づくり課 TEL：0748-46-7207
FAX：0748-46-6146

NTT 無料番号案内

NTTへ登録をすることにより無料で番号案内を受けることができます。

■対象者 次のいずれかに該当する人

- ①視覚障害で身体障害者手帳1～6級に該当する人
- ②肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）で身体障害者手帳1～2級に該当する人
- ③療育手帳を持っている人
- ④精神障害者保健福祉手帳を持っている人

■窓口 NTT 西日本ふれあい案内 TEL:0120-104-174

携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、事前に携帯電話会社への申し込みをすることで、基本使用料の割引等のサービスを受けられる場合があります。

■窓口 各携帯電話会社

7 交通・交通割引

交通に関するサービスや、各種割引があります。



福祉タクシー等費用及び自動車燃料費費用助成事業

移動時に支援が必要な障がい者の移動費用の負担軽減を図るために、その費用の一部を助成します。

■対象者 次のいずれにも該当する者

①肢体不自由（下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害）、視覚障害
腎臓機能障害、呼吸器機能障害のいずれかの身体障害者手帳1～2級を所持
している者。（総合等級ではなく各部位の個別の等級が対象となります。）

②障がい者本人の前年度の市民税が非課税である者

■支給額 1. 福祉タクシー等費用助成事業（タクシー券）

タクシー費助成券（500円分）を原則として年間分12枚交付します。

2. 自動車燃料費費用助成事業（ガソリン券）

ガソリン費助成券（1,000円分）を原則として年間分3枚交付します。

*タクシー券およびガソリン券の併給はできません。

■窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

タクシー運賃の割引

乗車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示することにより、料金が1割割引されます。

バス運賃の割引

乗車時、身体障害者手帳等を呈示することにより、料金が割引されます。

1. 私鉄バス

■対象者 ①身体障害者手帳所持者②療育手帳所持者③精神障害者保健福祉手帳所持者

*③については、R3年度現在で近江鉄道バス・湖国バスにて実施されている
ことを確認しています。他のバスをご利用される際は対象者になるか、事前
にバス会社へご確認ください。

■割引率 ①および②のうち、第1種の方…本人と介護者の方それぞれ5割引

第2種の方…本人のみ5割引

③に該当される方 …本人のみ5割引

*定期運賃の割引率はバス会社によって異なります。

2. 市民バス（あかこんバス）

■対象者 私鉄バスの場合と同じ。



■割引率 私鉄バスの場合と同じ。

JR 旅客運賃の割引

種 別	乗車券	割 引 内 容	割引率	
第1種 身体・知的障がい者	単 独	普 通 片道100キロ以上旅行のとき	5 割	
	介 護 者	普 通	本人・介護者とも	5 割
		回 数	本人・介護者とも	5 割
		急 行	本人・介護者とも（特別急行券は除く）	5 割
		定 期	本人・介護者とも 1. 本人が小児（12才未満）の場合は介護者のみ 2. 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売	5 割
第2種 身体・知的障がい者	単 独	普 通 片道100キロ以上旅行のとき	5 割	
	介 護 者	定 期 本人が小児（12才未満）のときの介護者のみ *介護者に対しては通勤定期乗車券を発売	5 割	

■窓口 各駅「みどりの窓口」

*介護者として適用されるのは1名までです。

*100キロまでの普通乗車券に限って、本人と介護者の2人分を自動券売機で小児用乗車券で購入いただき、係員のいる改札口を通る際に各障害者手帳を呈示することでも利用できます。

国内航空運賃の割引

国内航空運賃が割引されます。割引額は対象者の年齢や事業者、路線によって異なります。

■対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人。

■適用範囲 本人および介護者

■窓口 各国内航空会社、営業所、指定代理店の航空券販売窓口

有料道路通行料金の割引

有料道路の通行料金が5割引されます。

- 対象者
 - ①本人運転の場合：全ての身体障害者手帳の所持者
 - ②本人以外の者が運転し、本人が同乗する場合
：第1種身体障害者手帳所持者又は療育手帳 A 所持者
- 対象要件 次のⅠ及びⅡ両方の要件を満たす自動車で、お一人につき1台限定です。
 - Ⅰ 車種要件 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもののうち、
 - 【乗用自動車】 車検証の用途欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車を含む）。
 - 【二輪自動車】 総排気量が125ccを超えるもの。

*貨物自動車および特種用途自動車についても一定要件を満たせば対象となります。
 - Ⅱ 所有者要件 車検証の「所有者の氏名又は名称」欄に、障がい者本人や配偶者、親族等、本人を継続して日常的に介護している人が対象になります。

*割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用している場合は、車検証上の使用者を所有者とみなします。

*レンタカーや車検・修理時の代車等は割引の対象外です。
- 適用範囲 NEXCO 東日本・中日本・西日本、阪神高速道路株式会社や滋賀県道路公社等の管理する有料道路（琵琶湖大橋含む）など。
- 提出書類 身体障害者手帳又は療育手帳の原本、車検証、運転免許証（本人運転の場合）
 - 【ETCカード利用時】 ETCカード（原則本人名義）
ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

*その他要件確認のため、リース契約書や割賦契約書等を求める場合があります。

*事前に登録が必要です。ETCカード利用時は利用申請書を有料道路 ETC 割引登録係へ送付していただく必要があります。（登録完了まで3週間程度かかります。）
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課



駐車禁止規制除外指定車標章の交付

必要に応じ駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも駐車できる標章が交付されることがあります。

■対象者

手帳の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1	
	聴覚障害		2 級又は 3 級	
	平衡機能障害		3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2 (両上肢に著しい障害がある方※)
		下肢機能障害		1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害		1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能	1 級又は 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能		1 級から 4 級までの各級	
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害		1 級又は 3 級	
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級		
療育手帳	A1 または A2 (3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方)			
精神障害者 保健福祉手帳	1 級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)			

※視覚障害 4 級の 1 とは、両目の視力之和が 0.09 以上 0.12 以下の方です。

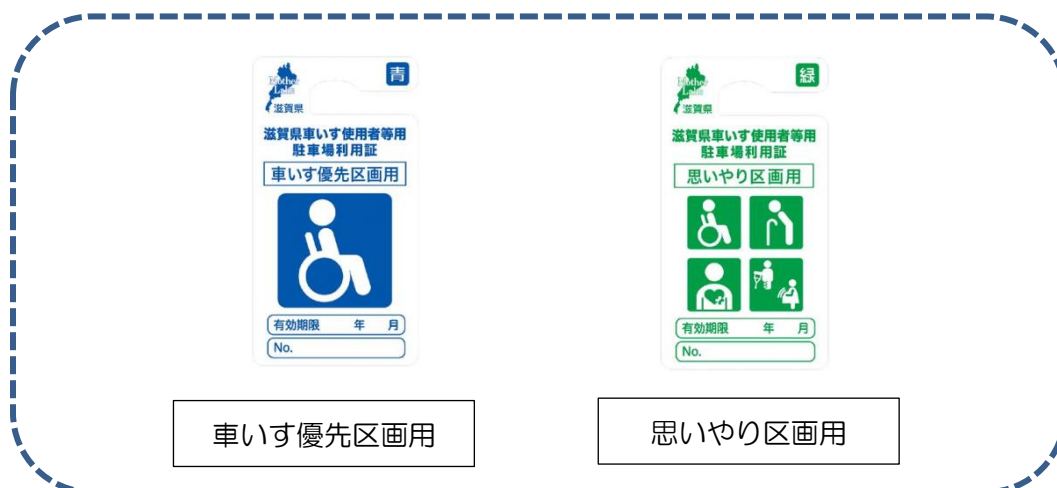
※上肢機能障害「1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

※詳細は、近江八幡市警察署（0748-32-0110）へお問合せください。

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

移動に配慮が必要な方を対象に、車いす駐車場等の利用証を交付し、当該駐車区間の適正な利用を図る制度です。

- 内容 本制度に登録された施設に設置されている2種類の区画を利用できます。
車いす優先区画用は青色の利用証、思いやり区画用は緑色の利用証が交付されます。
- 対象者 障がいの内容により車いす優先区画用もしくは思いやり区画用のいずれかの対象となります。
- 窓口 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課（大津市京町四丁目1番1号）
TEL:077-528-3512 FAX:077-528-4850
※申請書はインターネットよりダウンロード、もしくは、障がい福祉課窓口にもあります。



参考

《駐車禁止規制除外指定車標章と国際シンボルマークの違いについて》

駐車禁止規制除外指定車標章は警察署で交付されるものであり、法的な効力があります。

その一方、国際シンボルマークは法的な効力無く、障害のある方が車に乗車していることを、周囲に知らせる程度の表示になります。

なお、国際シンボルマークは市内カー用品店などでも市販されています。



8 その他の福祉サービス等

障がいのある児童に対する長期休暇期間中・放課後・休日支援

長期休暇や休日も規則正しい生活習慣を維持するため、通所により創作的活動や機能訓練等を行います。

- 内容 休日：障害児ホリデーサービス事業（八幡）／障害児休日生活支援事業（安土）
長期休暇：障害児サマーホリデーサービス事業（八幡）（安土）
- 窓口 八幡：近江八幡市余暇支援クラブ「はちの子」
TEL：はちの子事務局 090-6607-6958
安土：近江八幡市社会福祉協議会 安土支所
TEL：0748-46-2571

「声の広報」の発行

「広報おうみはちまん」の CD 版を「声の広報」として、滋賀県視覚障害者福祉協会より毎回登録者の自宅に送付されます。（月1回送付）

- 対象者 視覚障がい者で利用登録された方
- 利用料 無料
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

視覚障害者歩行訓練

在宅の視覚障がい者に対して、歩行訓練のニーズに応じて、講習会や歩行訓練などが行われます。

- 対象者 近江八幡市視覚障害者福祉協会に加入されている方
- 利用料 原則無料
- 窓口 近江八幡市視覚障害者福祉協会
TEL：0748-37-1543



聴覚障害者ファックス中継サービス事業

早急に相手先へ連絡をする必要が生じたときに、ファックスにより中継協力者に対し相手先への伝言を依頼することで、本人に代わって相手先に連絡を行います。

- 対象者 市内在住の聴覚障がい者
- 利用時間 9：00～17：00
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課



聴覚障害者等メール通信サービス事業

電話を用いた音声による通話が困難な方が市との連絡を行う場合に、電話に代わる通信手段として携帯電話等の電子メールを使用することで、コミュニケーションの円滑化の支援や緊急時の連絡を行います。

- 対象者 聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者
- 内容 ①市が提供する各種の住民サービスに関する問い合わせ、連絡等の中継。
②ファックス中継サービス事業の中継協力員不在時等の中継業務の代行。
③病院への緊急受診や事故等緊急時の連絡調整。
*ただし、警察や消防など専用緊急通報手段があるものは除きます。
- 利用時間 月～金曜日 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く。）
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

耳マークカード発行及び普及啓発事業

音声のみでは円滑なコミュニケーションが困難な聴覚障がい者等に対して、公共機関等の窓口で、筆談や手話等その者に適したコミュニケーションの手段による支援、直接手招き等身体動作での呼びかけ依頼ができる耳マークカードを発行します。

- 対象者 市内に居住もしくは市外に住所を有する者のうち市内の公共機関等において提示を必要とする身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者等。
または、聴力の低下その他の理由により、音声のみでは円滑なコミュニケーションが困難であると福祉事務所長が認めた者。
- 窓口 障がい福祉課又は安土未来づくり課

<耳マークカード>

近江八幡市耳マークカード発行・普及啓発事業	
近江八幡市発行番号 第 号	
耳が不自由です コミュニケーション方法に 配慮してください	
<input type="checkbox"/> 手招きをして、呼んでください	
<input type="checkbox"/> はっきり、口元を見せて願ってください	
<input type="checkbox"/> 強く返切って、ゆっくりと願ってください	
<input type="checkbox"/> 視線を合せているので、言葉の声の大きさを、願ってください	
<input type="checkbox"/> 筆談をお願いします	
<input type="checkbox"/> 手話通訳をお願いします	
氏名	

110 番アプリ（全国共通）

音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用し、文字や画像で警察に110番通報することができます。専用アプリのダウンロード、事前登録が必要です。

詳しくは、市ホームページ又は警察庁のホームページをご覧ください。

■問合せ先 滋賀県警察本部 生活安全課 通信指令課 TEL：077-522-1231

ファックス 及び メール 110 番（滋賀県内のみ）

聴覚、言語障がい者のために、電話による110番通報（警察への通報）に代わる手段としてファックス及び携帯電話のメール利用による緊急通報が出来ます。

■連絡先 ファックス110番：077-526-0110

メール110番：（フォーム取得用アドレス）mail110@shiga110.jp

（ 通常アドレス ） shiga110@shiga110.jp

*先にメールのフォームを取得し、必要なときに書き込み送信して通報します。

■通報先 滋賀県警察本部地域課通信指令室 TEL：077-522-1231

ファックス 119 及び 東近江消防Net119

聴覚、言語障がい者のために、電話による119番通報（火事。救急車）に代わる手段としてファックス及びスマートフォンによる緊急通報が出来ます。

■連絡先 ファックス119番：「119」番でFAX送信（登録不要）

東近江消防Net119：事前登録が必要です。

東近江行政組合消防本部指令課において「Net119緊急通報システム利用登録申請書兼承諾書」に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

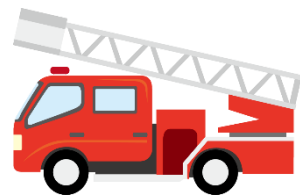
また、お申し込みの際は、登録されるスマートフォンをご持参ください。

■問合せ先 東近江消防本部 指令課 Net119担当

東近江市東今崎町5番33号

TEL：0748-22-7605 FAX：0748-23-0119

E-mail：net119@eastomi.or.jp



9 相談窓口



身体障害者相談員・知的障害者相談員

障がい受容や、日常生活における不安・悩みなどについて、
当事者やその家族である身体障害者相談員、知的障害者相談員へお気軽にご相談ください。

身体障害者相談員名	小学校区	電話番号
徳 永 里 恵	島	0748-32-6493
喜多川 みどり	桐原	0748-37-6542
松 本 敏 男	馬淵	0748-37-6369
寺 嶋 よし子	北里	0748-36-6102
野 田 とよ子	武佐	0748-37-1939
西 村 金兵衛	安土	0748-46-4946
大 林 義 孝	老蘇	0748-46-3047

知的障害者相談員名	中学校区	電話番号
八 耳 佐知子	八 幡	0748-33-6088
小 山 真 理	八幡西	0748-37-5868
佐 野 美津子	八幡東	0748-37-5645
道 尾 弘 文	安 土	0748-46-4239